

一般事業主行動計画

社会福祉法人 正州会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境を作ることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年7月1日～令和9年6月30日までの5年間

2. 内容

目標1：男性の子育て目的の休暇の取得促進

<対策>

- 令和4年7月1日～
- ・各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施。
 - ・「パパ・ママ育休プラス」の制度など男性の育児休業取得を促進できるよう管理職を対象とした研修を実施し、制度の周知を図る。
 - ・対象となる職員に対し、制度を活用した育児休業取得への積極的な働きかけの実施。

目標2：年次有給休暇の取得促進

全労働者の年次有給休暇取得率を70%以上とする。

<対策>

- 令和4年7月1日～
- ・年次有給休暇の取得状況を適切に把握し、休暇の取得を働きかける。
 - ・職員が年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整備する。